

様式第3号

標準受託（研究・事業）契約書

受託者西九州大学長（西九州大学短期大学部学長）〇〇（以下「甲」という。）と委託者〇〇（以下「乙」という。）は、次の各条によって受託契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

（題目等）

第1条 甲は、次の受託内容（以下「本受託」という。）を乙の委託により実施するものとする。

（1）題目

（2）目的及び内容

（3）担当者

（4）要する経費 円

（うち、直接経費 円）

（うち、間接経費 円）

（5）期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（経費の納付）

第2条 乙は、前条第4号の要する経費（以下「経費」という。）を本契約締結の翌日から起算して〇〇日以内に甲の指定する銀行口座に一括して振り込むものとする。

（注：概算払いや分割払いによる納付も考えられる。）

（経理）

第3条 前条の経費の経理は、甲が行う。

2 乙は、本契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。

3 甲は、乙から前項の閲覧の申し出があった場合、これに応じなければならない。

（経費により取得した設備、備品等の帰属）

第4条 経費により取得した設備、備品等は、甲に帰属するものとする。

（受託の中止又は期間の延長）

第5条 天災その他やむを得ない事由があるときは、甲乙協議のうえ、本受託を中止し、または期間を延長することができるものとする。この場合において、甲又は乙はその責を負わないものとする。

（経費の返還）

第6条 甲は、乙が納付した経費はこれを返還しないものとする。ただし、前条の規定に

より本受託を中止し、又は延長する場合において、第2条の規定により納付された経費の額に不用が生じた場合は、甲は不用となった額の範囲内でその全部又は一部を乙に返還することができる。

(経費が不足した場合の処置)

第7条 甲は、納付された経費に不足を生じた場合には、直ちに理由等を付して乙に通知するものとする。この場合において、乙は甲と協議のうえ、不足する経費の負担をするかどうかを決定するものとする。

(知的所有権の帰属)

第8条 本受託を実施することにより得られる知的所有権(特許権、実用新案権、意匠権、及び商標権等並びにこれらの権利を受ける権利等をいう。以下同じ。)は甲乙の共有とし、持分は均等とする。

なお、出願については、別途締結する共同出願契約に従うものとし、出願手続・維持管理に要する費用は、甲乙が均等に負担するものとする。

(注：1 契約中には知的所有権の名称は具体的に明示すること。

2 知的所有権の帰属及び持分、費用負担については、様々な場合があり得るので、甲と乙が協議して定めること。)

(第三者に対する実施の許諾)

第9条 甲は、乙又は乙の指定する者が、甲乙共有に係る知的所有権を本受託完了の翌日から起算して○年以内において正当な理由なく実施しないときは、乙及び乙の指定する者以外の者(以下「第三者」という。)に対し、甲乙共有に係る知的所有権の実施を許諾することができるものとする。この場合、甲は乙又は乙の指定する者と協議するものとし、乙又は乙の指定する者は、これに応じるものとする。

2 乙は、甲乙共有に係る知的所有権を出願等したときから、第三者に対して実施の許諾をすることができるものとする。この場合、乙は甲と協議するものとし、甲は正当な理由がない限りこれに応じるものとする。

(持分の譲渡)

第10条 甲及び乙は、共有の知的所有権の持分を譲渡する場合は、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

(実施料)

第11条 本受託に関し、甲及び乙の共有に係る知的所有権を乙又は乙が指定する者が実施しようとするときは、甲の自己実施の放棄を条件に別途協議のうえ定める実施料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙の共有に係る知的所有権を第三者に実施させようとするときは、別途協議のうえ定める実施料を徴収し、甲乙の持分権に応じて配分する。

(成果の公表)

- 第12条 甲は、本受託完了の翌日から起算して○か月以降本受託によって得られた成果について発表若しくは公開（以下「成果の公表等」という。）することができる。
- 2 前項の場合、甲は、成果の公表等を行おうとする日の○○日前までにその内容を書面にて乙に通知しなければならない。また、甲は特段の理由がある場合を除き、その内容が本受託の結果得られたものであることを明示しなければならない。
- 3 乙は、前項の通知の内容に、発表若しくは公開されることが将来期待される利益を著しく侵害する恐れがあると判断されるときは当該通知受理後○○日以内に発表若しくは公開される技術情報の修正を書面にて甲に通知するものとし、甲は、乙と十分な協議をしなければならない。
- 4 第2項の通知をしなければならない期間は、本受託完了後の翌日から起算して○年間とする。

(完了通知)

第13条 甲は、本受託が完了したときは、その結果を乙に通知するものとする。

(契約の解除)

- 第14条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後○日以内に是正されないときは、本契約を解除することができるものとする。
- (1) 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当な行為があったとき
- (2) 相手方が本契約に違反したとき

(協議)

第15条 この契約に定めない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

甲 佐賀県神崎市神埼町尾崎 4490-9
(佐賀県佐賀市神園三丁目 18-15)
西九州大学長 (印)
(西九州大学短期大学部学長)

乙 (住所)
(氏名)